

5 年 保 存  
令和7年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎務（企）第309号

崎監（企）第39号

崎安（企）第84号

崎地（企）第121号

崎刑（企）第250号

崎交企（企）第117号

崎公（企）第46号

令和元年7月31日

各 部 長  
殿  
各 所 属 長

長崎県警察本部長

長崎県警察組織検討委員会設置要綱の制定について（通達）

長崎県警察組織検討委員会については、これまで、「長崎県警察組織検討委員会設置要綱の制定について（通達）」（平成22年5月13日付け崎務（企）第272号。以下「旧通達」という。）に基づき運営してきたところ、この度、社会の変化に適応した警察運営の取組を推進し、県民の期待と信頼に応える力強い警察組織を確立するため、所要の見直しを行い、見出し要綱を別添のとおり制定したので通達する。

なお、旧通達及び「国民の期待と信頼に応える強い長崎県警察推進委員会設置要綱の制定について（通達）」（平成26年4月2日付け崎務（企）第157号ほか）は、令和元年7月31日限りで廃止する。

別添

## 長崎県警察組織検討委員会設置要綱

### 第1 設置の目的

社会の変化に適応した警察運営の取組を推進し、県民の期待と信頼に応える力強い警察組織を確立することを目的とする。

### 第2 所掌事項

- 1 長崎県警察の組織の在り方に関する事項
- 2 長崎県警察の運営方針に関する事項

### 第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長、副委員長及び委員の構成は、別表第1のとおりとする。

### 第4 運営

- 1 委員長は、委員会を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

### 第5 会議

- 1 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

### 第6 幹事会

- 1 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員会の運営に関する事項及び委員会から指示を受けた事項に係る企画及び調査を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長、副幹事長及び幹事の構成は、別表第2のとおりとする。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長の職務を代行する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 8 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

### 第7 専門部会

- 1 幹事長は、専門的な視点による調査、研究等を行わせる必要があると認めるときは、幹事会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、幹事長が指定する事項について必要な調査、研究等を行う。
- 3 部会は、部長、副部長及び部員をもって構成する。
- 4 部長及び副部長は、部員の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 5 部員は、幹事長が指定する所属の職員とする。  
なお、指定の際は、副幹事長が当該指定を受ける所属と協議するものとする。

6 部長は、部会を総括する。

7 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときのほか、部長の命を受けて、部長の職務を代行する。

8 部長は、必要に応じて部員以外の者に部会への出席を求めることができる。

#### 第8 事務局

委員会、幹事会の事務局にあつては警務部警務課に、専門部会の事務局にあつては当該部長が所属する所属に置く。ただし、非違事案防止対策に係る企画、調査、研究等を行うときは、各事務局を警務部監察課に置く。

#### 第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び部会の運営に関する必要な事項は、それぞれの長が定める。

別表第1

| 委 員 会 |             |
|-------|-------------|
| 委員長   | 本部長         |
| 副委員長  | 警務部長        |
| 委員    | 生活安全部長      |
|       | 地域部長        |
|       | 刑事部長        |
|       | 交通部長        |
|       | 警備部長        |
|       | 情報通信部長      |
|       | 首席監察官       |
|       | 首席参事官       |
|       | 警務課長        |
|       | 委員長が必要と認める者 |

別表第2

| 幹 事 会 |             |
|-------|-------------|
| 幹事長   | 警務部長        |
| 副幹事長  | 警務課長        |
| 幹事    | 会計課長        |
|       | 装備施設課長      |
|       | 生活安全企画課長    |
|       | 地域課長        |
|       | 刑事総務課長      |
|       | 交通企画課長      |
|       | 公安課長        |
|       | 通信庶務課長      |
|       | 警務課企画室長     |
|       | 幹事長が必要と認める者 |